



*Visa Section  
3-38-Akasaka 7-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-8503  
Japan*

*Section des visas  
3-38 Akasaka 7-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-8503  
Japon*

## STUDY PERMIT APPLICATION KIT (JAPANESE VERSION)

Includes: Application guide / Application form  
(Please refer to internet page for processing fees.)

### IMPORTANT:

1. Do not submit completed applications by fax. Please submit by mail or in person.
2. Do not submit application on thermal paper – if your printer uses thermal paper, please photocopy all pages to be submitted onto plain paper.
3. Ensure that all required documents and appropriate fees (original remittance receipt) are submitted together. Incomplete applications will not be accepted.

Our mailing address:

Visa Section  
Canadian Embassy  
7-3-38 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-8503

(Please write the letter “S” on the envelope, preferably in red.)

---

## 就学許可証申請書類のご案内 (日本語版)

申請ガイド・申請書  
(申請料金はインターネット内の別の項目をご覧ください)

### 注意事項:

1. 郵送または窓口にてビザの申請を受付けます。ファクシミリでの申請は受付けません。
2. 感熱紙での申請は出来ません。提出書類は全て、必ず普通紙にコピーを取って提出してください。
3. 提出書類は申請料金（オリジナルの送金の控え）と共に、全て揃えて提出して下さい。申請書の記入漏れや、不足の書類がある場合は返却されます。

申請書の送付先:

〒107-8503  
東京都港区赤坂7丁目3の38  
カナダ大使館・査証部

(封筒の表に「S」と朱字で書いて下さい。)

Total pages／総ページ数: 10

Canadian S-kit (1/10)

## 就学許可証申請のご案内

\* **就学許可証**とは、カナダで就学するために必要な書類です。

もし就学期間が**6ヶ月以下**の場合は、大学、短期大学、語学、職業訓練の別を問わず、就学許可証は免除されます。また、幼稚園などの学齢期前の就学の場合も就学許可証は必要ありません。

しかし、次のような場合は就学許可証の申請が必要です。

- カナダで合計6ヶ月を超えて、勉強したい場合
- 公立の教育機関、または学位を授与する資格のある私立の教育機関でフルタイムの学生として就学し、その教育機関のキャンパス内で働きたい場合
- 履修コースに必須の実習プログラムが含まれていて、その実習が移民法によって定義された“就労”にあてはまる場合

\* 移民法における“就労”とは、賃金もしくはコミッションが支払われる活動、もしくはカナダの労働市場においてカナダ市民もしくは永住者の活動と直接競合するような活動、と定義されています。

実習プログラムを受ける方は、実習の詳細が、入学許可書に記載されていることをお確かめください。又、実習が、公共の健康保安が必要不可欠であるような分野で行われる場合は、健康診断が必要になります。詳細は、このご案内の健康診断の箇所をお読みください。

あなたの学校、コースが就学許可証を必要と確認された場合は、添付の提出書類チェックリストA、Bをご覧になり必要書類を揃えた上、申請料金（オリジナルの送金の控え）と共にできるだけ早くカナダ大使館・査証部へ提出して下さい（別途料金表参照）。

### \* **提出書類**

別紙の**提出書類チェックリストA、B**をご覧ください。

チェックリストA：全ての申請者が対象

チェックリストB：日本国籍を持たない方でカナダに入国するために一時滞在者査証（Temporary Resident Visa=TRV）が必要な方

上記に該当する方はチェックリストAにある書類に加え、チェックリストBにある書類が必要になります。就学許可証が発給される場合は、一時滞在者査証（TRV）も発給されますのでカナダ入国に査証（ビザ）が必要な方でも、別個に一時滞在者査証（TRV）を申請したり、一時滞在者査証（TRV）の申請料金を払う必要はありません。

### \* **CAQ**

ケベック州で勉強する方で、就学期間が6ヶ月を超える場合は、就学許可証を申請する前に、先ず Certificate of Acceptance of Quebec (CAQ) と呼ばれる Ministère de l'Immigration et des Communautés culturelles (MICC) の許可を取得してください。就学期間が6ヶ月以下の場合でも就学許可証を申請する場合は、CAQが必要です。

また、学齢期のお子さんが、就学または就労許可証を取得した親に同行（または後で合流）する場合は、CAQを取得した上で、就学許可証を申請してください。また、このようなお子さんが就学許可証を申請するときは、学費の費用証明や入学許可書は必要ありません。

CAQについての情報はケベック州のホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/index.asp>

でご案内しています。またこのホームページからCAQの申請書をダウンロードすることもできます。

### **\* 個人面接**

申請書類提出後、あなたの申請がカナダ移民法に適合するか否かを審査する為、場合により個人面接が必要になることがあります。その場合は書面により面接通知が送られます。

### **\* 健康診断**

過去に**健康診断が必要な国**（詳細はホームページをご覧ください）に居住されていたり、カナダでの就学課目等によっては健康診断が必要になることがあります。例えば、健康サービス分野、幼児教育機関、小学校、中学校、及び高等学校での実習、又は、幼児・老人・障害者などの介護実習などがこれに当たります。健康診断が必要な場合は診断を受ける指定医のリストと共に詳しい診断の指示書が郵送されます。受診日から結果が査証部で確認されるまでに、約6週間かかります。

〈注意〉就学期間が6ヶ月未満である等の理由で就学許可証が免除されるケースでも、上記の分野での実習が含まれる場合は、健康診断の指示を受ける必要がありますので、当事務所まで文書にてご連絡ください。その際実習が記述されている入学許可書、パスポートのコピー、及び、ご自分の住所・氏名を記入した返信用の封筒を同封してください。

### **\* パスポートの有効期限**

就学許可証はあなたのパスポートの有効期限を越えて許可されることはありません。従って、就学を完了する前に、あなたのパスポートの有効期限が切れる場合は、就学許可証を申請する前にパスポートの有効期限を延長されることを強くお勧めします。そうされない場合は、カナダにてあなたのパスポートを更新された後、カナダ国内で就学許可証の延長申請をしなければなりません。

### **\* 就学許可証発給の通知書**

審査が終了して許可が確認された後、就学許可証発給の通知書を受け取ることになります。必ずこの通知書をカナダ到着時にカナダ関税官に渡してください。その通知書と引き換えに、移民担当官があなたのカナダでの滞在条件と有効期限を示した正式な就学許可証を発給します。

就学許可証の通知書が届く前に航空券等の手配等を始めないでください。就学許可証の通知書を持たない場合は、カナダ入国を拒否される可能性があります。

### **\* カナダでの滞在延長**

カナダ到着後、滞在延長等が生じた場合には、速やかにアルバータ州ベグビル (Vegreville) にあるカナダ・プロセッシング・センター (CPC) に申請してください。

申請書は、以下の方法で取得可能です。

- 1) 最寄りの移民事務所 (CIC) で取得。  
電話帳の「Government of Canada, Citizenship & Immigration Canada」の欄にあります。
- 2) コールセンター (24 時間、1 週間 7 日間受け付け) 自動電話サービスから取得。  
電話番号 : 1-888-242-2100      カナダ国内のコールのみ  
コールセンターのその他詳細、最新情報などは、ホームページ  
<http://www.cic.gc.ca/english/contacts/call.asp> をご参照ください。

### **\* 再入国**

就学期間中にカナダを一時出国し、再入国する場合、就学許可証以外に一時滞在外査証が必要な国籍の方は入国する前に一時滞在外査証も有効であることを確認してください。

**カナダ就学許可証 申請必要書類リスト-A**  
**日本国籍の有無にかかわらず、すべての申請者が対象となります。**

申請書の記入漏れや不足書類がある場合は受理されず返却されますのでご了承ください。提出する書類が英語またはフランス語ではない場合は、いずれかの翻訳を必ず添付してください。正式な翻訳でなくてもかまいません。また、提出された書類は、通常ファイルの一部となりますので、返却はいたしません。

**一般必要書類（申請者すべてに共通）**

1. 必要事項を全て記入した申請書（IMM1294）。署名、日付けを忘れずに記入してください。配偶者及び19歳未満の子供がいる場合は、一枚の申請書用紙に記入してください。
2. 申請料金：銀行振り込みの控え（原本）。別途料金表参照。料金は結果の如何に関わらず返却できません。
3. あなたとあなたの同伴家族の証明写真2枚。別紙写真規格の詳細を参照してください。
4. カナダの学校からの入学許可書のコピー。入学期間、コースの詳細が明記されているもの。  
（注意）実習が含まれている場合は、実習の詳しい内容も必要。
5. 一ヶ月以内に発行された資金証明。残高証明書、通帳のコピー（口座所有者の名前が記載されているページと最近の入出金が記録されているページのコピー）、月間明細書など。学費納入済みの場合は、学校発行の領収書のコピーを添えてください。
6. パスポートのコピー：有効期限、氏名等記載されている頁。ただし、カナダへの入国査証（一時滞在者査証）が必要な国籍（詳しくはリストBをご覧ください）の方は、パスポートを提出してください。
7. 申請書の審査結果を郵送で受け取りたい場合は、相当分の切手を貼った返信用封筒を提出して下さい。パスポートの提出が求められている方は、書留代金を加えた切手を貼って下さい。申請結果を窓口で代理人に受け取ってもらいたい場合は、代理人（あるいは、代行業者の会社名）を指名した委任状が必要です。
8. 就学許可通知書を電子メールで受け取りたい場合は、その旨を通知するフォーム（D203j）。

**就学許可通知書を電子メールで受取りたい場合は、返信用封筒は提出する必要はありません。**

**成人の場合**

1. 学歴及び職歴の詳細（業務内容、業務期間、就学期間、就学課目等）指定の用紙や書式はありません。抜けている期間が無いように記述してください。
2. カナダにおける学習があなたの将来にどのように関わっているかについての説明。指定の用紙や書式はありません。

**就学する州において未成年とみなされる場合**

後見人に関する2種類の標準的な宣誓書はCICのホームページ

<http://www.cic.gc.ca/english/pdf/pub/custodian-parent.pdf> で提供していますので、これをダウンロードしてお使いください。

1. 後見人の宣誓書（カナダ滞在中、お子さんの後見人になることを受諾したもの）。公証人の認証印のある原本に限ります。後見人は、カナダ市民権又は永住権を持つ成人（19歳以上）で、後見するお子さんと同じ州に居住している人に限られます。
2. 両親または保護者の宣誓書（お子さんのカナダ留学を承認し、お子さんがカナダ滞在中、お子さんの後見人となる方を指名したもの）。公証人の認証印のある原本に限ります。
3. 両親のいずれかが就学と同行する場合は、同行しない親からの同意書。両親が正式に結婚していなくても必要。
4. 最終の学校の出席記録

**ケベック州の学校に行く場合**

1. Certificate of Acceptance of Quebec (CAQ) と呼ばれる Ministère de l'Immigration et des Communautés culturelles (MICC) からの許可。

**場合によっては他の書類及び個人面接も必要となりますので、あらかじめご了承ください。**

Canadian S-kit (4/10)

## 提出書類リスト-B

### カナダに入国するために一時滞在査証 (Temporary Resident Visa) が必要な方

あなたの国が、“一時滞在査証必要国リスト”にあるかどうかは、CICのホームページ (<http://www.cic.gc.ca/english/visit/visas.asp>) にてご確認ください。

就学許可証が発給される場合は、一時滞在査証 (Temporary Resident Visa) も発給されますので、カナダ入国に査証 (ビザ) が必要な方でも、別個に一時滞在査証 (Temporary Resident Visa) を申請したり、一時滞在査証 (Temporary Resident Visa) の申請料金を払う必要はありません。

カナダに入国するために一時滞在査証 (Temporary Resident Visa) が必要な方は、次の書類をチェックリストAの書類に加えて、就学許可証を申請してください。不足書類がある場合は受理されず返却されますのでご注意ください。提出する書類が英語またはフランス語では無い場合は、いずれかの翻訳を必ず添付してください。正式な翻訳でなくてもかまいません。

1. あなたとあなたに同行する家族のパスポート。
2. Family Information (家族情報) のフォーム (i102e)。
3. あなたに同行しない家族が日本に滞在している場合は、それぞれの滞在資格を証明する書類 (外国人登録の原票記載事項証明書など)。
4. 就学している場合は、在学証明書及び成績表。
5. 就労している場合、役職名、雇用期間、給料及び休暇期間を明記した雇用主からの手紙。事業主の場合は登記簿謄本又は、税金の支払い証明。
6. 親等が留学費用を負担する場合は、
  - (1) その旨を明記した親等の誓約書
  - (2) 親等の在職証明書 (雇用日、役職、年収が記載されていること)
7. あなたの日本での滞在資格が“日本人の配偶者など”で、配偶者が同行しない場合は、カナダ就学に対する配偶者からの承諾書、及び戸籍謄本。

場合によっては他の書類及び個人面接も必要となりますので、あらかじめご了承ください。



## 就学許可証・就労許可証申請の方へ

### 重要なお知らせ

#### 就学児について

あなたに同行する学齢期（小・中学・高校へ入学予定）のお子さんがある場合は、カナダ入国前に各お子さんに対する就学許可証の取得が必要です。

該当する場合は、東京のカナダ大使館・査証部にてあなたの就学、もしくは就労許可証の申請と同時にお子さんの就学許可証の申請をすることができます。また、後日、カナダであなたと合流する場合も同様にカナダ入国前に就学許可証の申請をしてください。

就学許可証の申請書はファックス（TEL：03—5412—6321）、または大使館のホームページ <http://www.canadanet.or.jp> から入手することができます。同行のお子さんの就学許可証申請には、入学許可書や残高証明書の提出は不要です。ただし、あなたがケベック州で就学、もしくは就労する場合は、お子さんの就学許可証の申請を提出する前に、お子さんの Certificate of Acceptance of Quebec (CAQ) を取得しなければなりません。CAQ についての詳しい情報はケベック政府のホームページ <http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/immigrate-settle/international-students/index.html> をご覧ください。

お子さんの申請の許可はあなたの申請の許可が条件となります。従って、お子さんの申請料金は結果の如何に拘わらず、返却されませんのでご了承ください。

#### 後日カナダで合流される家族について

日本国籍のご家族があなたとカナダで合流するため、一時滞在者（ビジター）としてカナダへ入国する場合は査証は不要です。しかしながら、カナダ到着の際に入国審査が行われますので、ご家族があなたの就学、もしくは就労許可証のコピーを必ずお持ちになるようご注意ください。

## 重要なお知らせ—未成年のお子さんが留学する場合のご両親へ

### 後見人の手配について

未成年（注）のお子さん（「未成年」の解釈については、下のボックスをご覧ください）が留学する場合、ご両親は、お子さんがカナダに滞在中、十分な世話と支援が受けられるよう、適切な手配が完了していることを証明する書類を提出しなければなりません。

（注）

18 歳未満	アルバータ、マニトバ、オンタリオ、プリンス・エドワード・アイランド、ケベック、サスカチュワンの各州
19 歳未満	ブリティッシュ・コロンビア、ニュー・ブランズウィック、ニューファウンドランド、ノヴァスコシア、ヌナブートの各州、及び、ノースウエスト、ユーコン各準州

該当する場合は、次の 2 種類の公証印付きオリジナル書類を提出してください。  
（後見人に関する 2 種類の標準的な宣誓書は CIC のホームページ  
<http://www.cic.gc.ca/english/pdf/pub/custodian-parent.pdf> で  
提供していますので、これをダウンロードしてお使いください）

- (1) **公証印付き後見に関する宣誓書—後見人用**  
カナダの後見人が記入する書類で、現地の公証印が必要です。
- (2) **公証印付き後見に関する宣誓書—保護者用**  
未成年者のお子さんのご両親または保護者は、カナダの後見人の指名と、自分たちが指名した後見人により提供される世話と支援の質について、全責任を負うこととなります。このフォームに公証印を受けるためには、ご両親揃って公証人役場に向かなくてはなりません（公証を受けるのに必要な書類については公証人役場にお問い合わせください）。経費は自己負担となりますのであらかじめご了承ください。

#### 【シングル・ペアレントの場合のフォームの記入の仕方】

シングル・ペアレントの場合は、フォームの表現を“we”を“i”に、“our”を“my”に訂正してご記入ください。日本の方は、お子さんの親権がご自分であることを証明するため、戸籍謄本を一通提出してください。

\* 宣誓書は公証人の立会いと署名があれば十分です。公証人の管轄法務局や外務省の署名や証明は必要ありませんが、もし希望される場合は提出されても構いません。

## FAMILY INFORMATION

**All names** should be indicated **both** in English/French and in your native language (for example, Chinese, Chinese Character code, Korean or Japanese characters). If additional space is required, please attach a separate sheet.

名前はすべて英語又はフランス語、及び、母国語で記入してください。  
(例えば、中国語とその漢字コード、ハングル、日本語など)  
記入スペースが足りない場合は、別紙を添付してください。

Relationship	Family Name	First & Middle Names	Date of Birth DD-MM-YY	Country of Birth	Country of Residence	Place of Residence If in Canada (City)	Status in Canada
Father							
Mother							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Spouse							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							
Spouse's relatives							
Father							
Mother							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Brother <input type="checkbox"/>							
Sister <input type="checkbox"/>							
Spouse's children from other relationship							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							
Son <input type="checkbox"/>							
Daughter <input type="checkbox"/>							

I declare that the information contained on this document is complete, accurate and factual.

# PHOTOGRAPH SPECIFICATIONS

TAKE THIS WITH YOU TO THE PHOTOGRAPHER

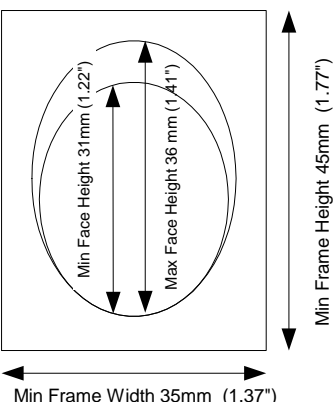
## Requirements:

You must provide 2 photos with your application for a Temporary Resident Visa, Study Permit, or Work Permit. It is imperative that your photos be compliant with the following specifications. You will be required to provide new photos before your application can be processed.

**To avoid delays, please ensure that the photos provided with your application meet these requirements.**

## Photograph specifications:

- Two identical photos, black and white or colour, taken within the last 6 months.
- Must be clear and well defined, taken against a plain white or light coloured background.
- Digital photos must not be altered in any way.
- The face must be square to the camera with a neutral expression, neither frowning nor smiling, with the mouth closed.
- Tinted prescription glasses may be worn as long as the eyes are clearly visible and the frame is not covering any part of the eyes. Sunglasses are not acceptable.
- False hairpieces or other cosmetic devices are acceptable if they do not disguise the natural appearance of the bearer.
- Photos in which the applicant is wearing a hat or head covering worn for religious reasons are acceptable if the full facial features are not obscured.

<h3>Photo and Head Size Specification</h3>  <th data-bbox="673 1066 1331 1585"><ul style="list-style-type: none"><li>• The frame size must be 35mm X 45mm (1.37" X 1.77").</li><li>• Must show the full front view of the head, with the face in the middle of the photo and include the top of the shoulders.</li><li>• Size of the head, chin to crown*, must be between 31mm (1.22") and 36mm (1.41").</li></ul><p>* Crown: top of the head, or (if obscured by hair or headwear), where the top of the head/skull would be if it could be seen.</p></th>	<ul style="list-style-type: none"><li>• The frame size must be 35mm X 45mm (1.37" X 1.77").</li><li>• Must show the full front view of the head, with the face in the middle of the photo and include the top of the shoulders.</li><li>• Size of the head, chin to crown*, must be between 31mm (1.22") and 36mm (1.41").</li></ul> <p>* Crown: top of the head, or (if obscured by hair or headwear), where the top of the head/skull would be if it could be seen.</p>
---	---